

定 式 実 施 計 画 書

都 留 市

建 設 課

目 次

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1. 定 式 と は ～言葉の由来～ | 1 |
| 2. 都 留 市 定 式 実 施 計 画 概 要 | 2 ～ 5 |
| 3. 定 式 実 施 自 治 会 内 訳 | 6 |

1 定式とは～言葉の由来～

(1)由来

私たちの生活の中には、昔から農業を中心とした年中行事や、習慣が多く残されています。「定式」という言葉や行事もその一つです。

毎年二月になると、各村々で農耕の準備として用水路の改修や川底さらいを一斉に行いました。このため領民は、おてんま試役¹として義務的にかりだされ、作業に従事しました。各村々の名主は、領主のもとへ用水路の補修や、川底さらいの見積書を提出し、許可を受けて実施しました。この見積書の表題に「定式川除御普請目論見帳」や「定式用水御普請出来形帳」と記されており、現在も毎年行われるこの事業が、「定式」という言葉で今に至るまで言い伝えられ、行われてきた由来とされています。

(2)定式の現在

古くから行われてきた定式ですが、農業・生活用水確保のため、現在でも行われ続けています。かつては義務的に行われてきた定式事業ですが、現在では各自治会、各市民が自発的に行い、それに対し市役所がお手伝いをさせていただくという形で、今なお残り、続けられています。

¹ 「おてんま」…共同でみんなの為になる仕事をする事。江戸時代の天馬制度から来ている説がある。例) 道の整備、水路管理、共有林の整備など。

2 都留市定式実施計画概要

(1)目的

この計画は家中川水系及び各地区において、河川、水路及び路側溝等の堆積土砂の浚渫作業を行い、農業・生活用水を確保することを目的とする。

(2)計画

実施日程

4月の第一日曜日

① 定式実施水系区分

定式実施にあたって、実施水系を次のように区分する。

家中川水系 家中川水系(家中川、寺川用水、女川用水)及び家中川水系から分岐した支流の水系。

家中川水系以外 家中川水系以外の河川等及び分岐した支流の水系。

② 定式実施方法

定式実施方法については「定式の手引き」に則り、地域住民の人力作業及び建設機械(バックホウ・ホイールローダー)等により浚渫するものとし、家中川水系については市からの依頼業者、家中川水系以外については自治会により撤去し、市が指定する処分場に運搬するものとする。なお、定式の実施にあたり、家中川水系以外の自治会については事前に実施予定報告書を提出するものとし、また定式が終了した際は、完了報告書を提出するものとする。

③ 重機等の借上げ

家中川水系以外の自治会でバックホウ、ダンプトラック等の重機を使用する場合で、業者やリース会社から重機を借りる場合は各自治会で手配するものとし、重機の借上げ料のみ市が支払うことができる。なお、業者等からの借上げ料については、あらかじめリース会社から徴収した見積りにより市で算定した料金で支払うものとする。

④ 土砂処理

定式作業により発生した土砂等は、各自治会により市指定の処分場への運搬もしくは地域処理とする。なお、指定処分場へ運搬する際は、あらかじめ土砂・可燃物・不燃物に分別し、搬入する。また、市の定式実施日とは異なる日程で定式を行う場合は、全て地域処理とする。

⑤ 家中川水系の止水・通水

家中川水系の止水については原則定式実施直前の金曜日に行い、通水については原則定式実施後の月曜日に行う。なお、あらかじめ消防署長・消防団長・消防副団長・谷村第一分団分団長・禾生分団分団長に対して止水期間を書面で通知、及び防災にて放送するものとする。

⑥ 市民へのよびかけ

広報つる 3 月号に定式実施日を掲載し、市民に対して周知を行う。また、各自治会長に対して定式実施の通知を送付し、各自治会から地域住民に対して周知を行う。

⑦ 定式作業実施に係る安全管理について

定式作業の実施に係る安全管理については、常に万全を期し、万一事故等が発生した場合は、速やかに関係機関及び市で契約する保険会社に連絡し、適切な処置を行うものとする。

3 定式実施自治会内訳

区分	自治会数	自治会名
家中川水系	28 自治会	田原、田原団地、楽山、上町、上天神町、下天神町、早馬町、新町、仲町、下町、高尾町、横町、栄町、幸町、城北町、田町、寿町、弁天町、長者町、深田、新明町、新井、姥沢、鷹之巣、富士見台、四日市場、月見ヶ丘、古川渡
家中川水系以外	20 自治会	十日市場、上夏狩、下夏狩、古渡、境、宮下、桂町、沖、蒼竜峡団地、平栗、金井、小形山、田野倉、井倉、玉川、法能、宮原、中津森、熊井戸、朝日馬場(松木前水利組合)